

お知らせ

令和6年3月1日
信越総合通信局

電波利用料債権の催促状、督促状及び 納入告知書の送付停止について (令和6年能登半島地震に係る対応について)

令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことに伴い、災害救助法が適用された管内の以下の自治体に対して、下表のとおり、電波利用料債権の催促状及び督促状の発送を停止する措置を執るとともに、納入告知書の発送を停止しておりますのでお知らせします。

災害救助法適用市町村	災害救助法適用日	発送停止期間
<新潟県> 新潟市、長岡市、三条市、 柏崎市、加茂市、見附市、 燕市、糸魚川市、妙高市、 五泉市、上越市、佐渡市、 南魚沼市、三島郡出雲崎町	令和6年1月1日	令和6年4月30日まで

以上、13市1町

連絡先 信越総合通信局
総務部総務課財務室
電話 026-234-9934